

半、職工側よりは「何とか土産を呉れ」「敵前に出て首を持たずに歸れるか」「我々は食つて行けぬ」等の意味を交々陳述し、會社側亦「此の運動には不賛成の職工もある様だね」「委員の解雇はしない」「争議は流行ものだ」等の言を以て應酬す。職工側は最後に躍起となりて「然らば第一、第二の要求は暫く待つとして物質上の要求だけなりとも容れられたし」と迫り、山本重役は「個々の條項は指摘せず」と答へたり。職工側代表は「然らば如何なるものにも可なり。我々が歸れるだけの土産を與へられたし」と嘆願せしも容れられず、「今日までに誠首せられし委員の復職を容れられたし」と乞へるも「委員として解雇せしに非ざれば」とて是又拒絶せられりぬ。斯くて委員等は「要求容れられずば我々は餓死するまで戦ふべし 二十五日の休業明け以後全職工側は罷業を斷行すべけれど、夫にても可なるか」と示威的の口吻にて突き込みしも、永留重役は「よろしいとは云はざるも亦止むを得ざるべし」と答へ、結局交渉不調に終り、午後三時二十分委員は憤慨して引揚げたり。

尙同日朝川崎造船所職工團が例に依りて出勤簿調印のため會下山に集合中、何處よりとも知れず數臺の自働車現れ「川崎造船所造船工作部職工有志」と署名せる宣傳ビラを撒布し、更に右の自働車は市内各所に於ても之を數萬枚撒布して何處へともなく消え去りたるが、造船工作部には右様のものなく、同自働車上に會社常雇の消防夫のありしを發見せる争議團にては右は會社の御用運動者なりと斷じ、職工有志の名を假りて切崩し運動を試みし會社側の卑劣を難じたるが、右の撒布者の正體は遂に

判明せざりき。其の概文の全文左の如し。

川崎造船工作部職工諸君に概す

私等は少數の煽動者と脅迫者に依つて今回の労働争議の渦中に引入られたものであります。その少數の煽動者、脅迫者は私等から徴収した費用を欲する儘に行動して居りますが、私等は此の炎天に彼等の脅迫に慄へながら煽動の儘に東奔西走して、極度に疲れさせられました。争議が始まつてからのことを考へますと何をしたのか自分で自分が判らない次第であります。會社は休業中半額の給料しか呉れず、自分は毎日少數者の勝手に定めた命令の儘に飛び廻り小使錢を使つて疲勞し、家族は不安で心配許りして居ります。私等は此の様な馬鹿らしい事は斷然止める事に申合せました。煽動者等は私等に最後の手段として工場管理と云ふ事を教へ家族等にもこれを實行すると私等の収入が増える様に吹聴させましたが之は法律の許さない暴舉に關係した者は悉く罪人として捕へらるゝ事になります。私等はモウ此の上脅されも煽てられても誰されもさせぬ。幸ひ會社では私等の煽動者、脅迫者を解雇した様ですから私等は此の人々とは最早無關係であります。此の無關係の人から、會社との交渉に就て煽動も脅迫も受ける筋はありません。私等は各自各組で申合せ来る休業明けの日からは、これまでの如く愉快に就業して現在の不安から遁れたいと思ひます。諸君は勿論異議の無い事と信じます。就ては左の件を諸君と會社へ御願ひする事にします。

職工諸君へ

- 一、就業申合せの爲め發企人の姓名を出したり、場所を設けたりして居ますと、又煽動者、脅迫者の邪魔がはいるとウルサイですから各自で會社へ向け就業を郵便で通知する事にします。
- 二、今回の争議の要求書は其の儘社長殿の歸社せらるゝまで會社へ預け置く事に一致せらるゝ事。

會社へ

- 一、會社は面目を重んぜらるゝ紳士を係とし、職工の就業通知を保管し通知職工の姓名を堅く秘密にし、争議指導者と稱し居る等に漏れぬ様にする事。